

令和 7 年度 東近江農地整備事業  
柏木団地区画整理（その 1）工事

特別仕様書

近畿農政局東近江農地整備事業所

項目	内容	摘要										
第1章 総則	<p>令和7年度東近江農地整備事業柏木団地区画整理（その1）工事（以下、「本工事」という。）の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下、「共通仕様書」という。）及び近畿農政局農村振興部制定「近畿農政局土木工事共通事項書（令和7年5月）」（URL：<a href="https://www.maff.go.jp/kinki/seibi/sekei/kouji_gyoumu/kouji_gyoumu.html">https://www.maff.go.jp/kinki/seibi/sekei/kouji_gyoumu/kouji_gyoumu.html</a>）（以下、「共通事項書」という。）に基づいて実施するものとする。</p> <p>なお、共通仕様書及び共通事項書に対する特記、追加事項は、この特別仕様書によるものとする。</p>											
第2章 工事内容												
1. 目的	本工事は、国営東近江土地改良事業計画に基づき、ほ場整備を行うものである。											
2. 工事場所	滋賀県東近江市柏木町地内											
3. 工事概要	<p>本工事の概要は次のとおりである。</p> <table> <tbody> <tr> <td>整地工</td> <td>A=8.32 ha</td> </tr> <tr> <td>道路工</td> <td>L=2,012.0 m</td> </tr> <tr> <td>用水路工（管水路）</td> <td>L=710.6 m</td> </tr> <tr> <td>排水路工（管水路）</td> <td>L=484.2 m</td> </tr> <tr> <td>仮設工</td> <td>1式</td> </tr> </tbody> </table>	整地工	A=8.32 ha	道路工	L=2,012.0 m	用水路工（管水路）	L=710.6 m	排水路工（管水路）	L=484.2 m	仮設工	1式	
整地工	A=8.32 ha											
道路工	L=2,012.0 m											
用水路工（管水路）	L=710.6 m											
排水路工（管水路）	L=484.2 m											
仮設工	1式											
4. 工事数量	別紙「工事数量表」のとおりである。											
5. 工期	<p>本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者などの確保が図れるよう余裕期間を設定した工事である。</p> <p>余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。</p> <p>工期：令和8年1月20日から令和8年12月20日まで            （余裕期間：契約締結の日から令和8年1月19日まで）</p> <p>※契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。</p> <p>なお、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。</p> <p>また、工事実績情報システム（コリンズ）に登録する技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。</p>											
第3章 施工条件												
1. 工程制限	<p>かんがい期間中は、柏木1号分水工で分水される農業用水を工事範囲外の農地（施工範囲の北側）に送水する必要があるため、第1号支線用水路及び第3号支線用水路に係る施工方法及び施工時期については、これらに十分留意しなければならない。</p> <p>なお、かんがい期間は、令和8年4月16日から令和8年9月20日であるが、施工が可能な詳細な期間については、監督職員の指示によるものとする。</p>											

項目	内容	摘要						
2. 作業可能日数	本工事の作業可能日数は16日（月平均）と想定している。							
3. 寒中コンクリート	<p>1) 本工事におけるコンクリート工事で冬季期間に施工するものに当たっては、気象の変動を的確に把握し、共通仕様書第1編3-10-2に規定する「寒中コンクリート」としての施工を行わなければならない。</p> <p>2) 発注者が想定している寒中コンクリートの施工期間は、令和7年12月19日～令和8年2月24日を想定している。なお、受注者の都合による工事工程の変更により生じる数量の増減は、設計変更の対象としない。</p> <p>3) 受注者は、寒中コンクリートの養生方法、その他の施工方法について、共通仕様書第1編1-1-6に基づき作成する施工計画書に記載しなければならない。</p>							
4. 埋蔵文化財	工事施工中に埋蔵文化財と思われるものが確認された場合、共通仕様書1-1-42文化財の保護の措置に従い、直ちに工事を中止のうえ、監督職員に報告し、その指示に応じなければならない。							
5. 送電線	<p>1) 電気事故の防止を目的として、新北陸幹線の送電線3段（上段・中段・下段）のうち、下段左右の送電線間の送電線線下7m及び下段左右の送電線の周囲7mの範囲は、離隔距離として重機も含めて立入ってはならない。</p> <p>なお、送電線から地上まで最も離隔が短い地点は、六ツ木排水路堤防付近であり、気温8°Cで約10.3m、気温30°Cで9.0mであることから、施工に当たっては、留意するものとする</p> <p>2) 送電線線下で作業を行う際は、監視者を配置しなければならない。</p> <p>なお、監視者の配置計画については、監督職員の承諾を得るものとする。</p> <p>3) 注意喚起旗を貸与するため施工に先立ち目立つ箇所に注意喚起旗を設置しなければならない。</p> <p>なお、設置箇所については、事前に監督職員の承諾を得るものとする。</p> <p>4) 施工に先立ち管理者である関西電力送配電㈱彦根電力所と現地にて立会を行い、施工計画及び安全対策に関する打合せを行うものとする。</p>							
第4章 現場条件								
1. 土質	本工事の施工場所の土質は、砂質土を想定している。							
2. 関連工事	本工事に関連する次の工事は、監督職員及び関連する工事の責任者と十分連絡、協議し工事工程に支障が生じないよう調整しなければならない。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工事名</th> <th>工期</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和7年度 東近江農地整備事業 柏木團地区画整理（その2）工事</td> <td>令和8年1月20日～令和8年11月30日</td> <td>予定</td> </tr> </tbody> </table>	工事名	工期	備考	令和7年度 東近江農地整備事業 柏木團地区画整理（その2）工事	令和8年1月20日～令和8年11月30日	予定
工事名	工期	備考						
令和7年度 東近江農地整備事業 柏木團地区画整理（その2）工事	令和8年1月20日～令和8年11月30日	予定						
3. 第三者に対する措置								
(1) 騒音及び振動対策	騒音、振動等の対策については十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。							
(2) 保安対策	<p>1) 本工事に配置する交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員（指導教育責任者講習修了、指定講習または、基本教育及び業務別教育を受けた者）であって、交通誘導の専門的な知識・技能を有する者とする。</p> <p>2) 工事関係車両のうち乗用車を除く工事関係車両の現場内への入退場の際には、交通誘導員を配置する計画としている。</p>							

項目	内容	摘要										
	<p>なお、配置計画は、下表のとおりとするが、条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は監督職員と協議するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配置場所</th><th>交通誘導警備員</th><th>編成</th><th>昼夜別</th><th>交代要員の有無</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>八日市西小前 (交差点名)</td><td>1名/日</td><td>1名</td><td>昼間</td><td>無</td></tr> </tbody> </table>	配置場所	交通誘導警備員	編成	昼夜別	交代要員の有無	八日市西小前 (交差点名)	1名/日	1名	昼間	無	
配置場所	交通誘導警備員	編成	昼夜別	交代要員の有無								
八日市西小前 (交差点名)	1名/日	1名	昼間	無								
(3) 現場内への立ち入り制限等	<p>安全のため第三者の現場内への立ち入りを制限するとともに、必要な箇所には安全施設を設置するものとする。</p>											
(4) 交通対策	<p>1) 工事関係車両は、工事区域内外の運行に際し制限速度等を遵守すること。 なお、工事区域内は、徐行とする。</p> <p>2) 資材の搬入搬出においては、車両からの流出、飛散を防止しなければならない。</p> <p>3) 工事関係車両の運行に伴い、一般道路等が損傷し道路管理者から修復等を求められた場合には、その補修工事について協議することがある。 このため、頻繁に工事関係車両の運行が予想される工事現場周辺の一般道路等は、事前にその路面状況等を記録しておかなければならぬ。 なお、受注者の責で道路を損傷した場合は、監督職員に報告の上、現況復旧を行うものとする。</p> <p>4) 全ての工事関係車両は、原則八日市西小前（交差点名）から県道三津屋バイパス未共用区間を走行して工事現場内への入退場を行うものとするが、以下の条件を遵守すると共に交通対策計画を作成し、事前に監督職員の承諾を得るものとする。</p> <p>①八日市西小前（交差点名）交差点については、八日市西小学校児童等の通学路となっていることから、登下校時間帯の工事関係車両のうち乗用車を除く工事関係車両の入退場を禁止するが、やむを得ず、登下校時間帯において入退場が生じる場合については、監督職員と協議するものとする。 なお、工事関係車輛のうち乗用車の入退場については、可能な限り控えるものとするが、入退場する際は、登下校する児童等の安全確保に努めること。</p> <p>②八日市西小前（交差点名）交差点北側からの右折入場は、禁止する。</p> <p>③八日市西小前（交差点名）交差点東側からの直進入場及び南側からの左折入場は、許可する。</p> <p>④八日市西小前（交差点名）交差点南北の信号機が赤信号の際に退場すること。</p> <p>⑤県道三津屋バイパス未共用区間に内については、駐車場及び資材置場として利用してはならない。</p>											
(5) 防塵対策	<p>本工事では、防塵対策は想定していないが、必要が生じた場合は監督職員と協議するものとする。</p>											
(6) 早朝及び夜間作業の禁止	<p>労働災害及び騒音防止の観点から、原則として早朝及び夜間作業を行ってはならない。</p>											
4. 地区境界付近の施工等	<p>1) 地区境界付近の施工は、原則境界から50cm程度離隔をとって施工するものとするが、詳細については、監督職員と協議するものとする。</p> <p>2) 本工事周辺の道路、水路、家屋等に近接して施工する場合は、ブルドーザの走行速度を落とす等、既存施設に損害を与えないよう十分注意して施工しなければならない。 また、工事の施工に際しては、隣接地権者及び関係者とトラブルが生じないよ</p>											

項目	内容	摘要												
5. 関係機関との調整	<p>う、十分注意して施工するものとし、特別な対策が必要な場合は監督職員と協議するものとする。</p> <p>なお、受注者の責によるトラブルが生じた場合は、受注者の責任において処理しなければならない。</p> <p>関係機関との協議が未成立のものは以下のとおりであり協議結果に伴い変更が生じた場合は、設計変更の対象とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象施設</th><th>内容</th><th>協議者</th><th>協議成立予定</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1号支線道路A</td><td>市道拡幅</td><td>東近江市市道管理者</td><td>令和7年12月</td></tr> <tr> <td>第1-3号支線排水路</td><td>上水道管移設</td><td>東近江市上水道管理者</td><td>令和7年12月</td></tr> </tbody> </table>	対象施設	内容	協議者	協議成立予定	第1号支線道路A	市道拡幅	東近江市市道管理者	令和7年12月	第1-3号支線排水路	上水道管移設	東近江市上水道管理者	令和7年12月	
対象施設	内容	協議者	協議成立予定											
第1号支線道路A	市道拡幅	東近江市市道管理者	令和7年12月											
第1-3号支線排水路	上水道管移設	東近江市上水道管理者	令和7年12月											
第5章 指定仮設														
1. 工事用道路	<p>1) 受注者は、契約図面に基づき、工事用道路を整備しなければならない。</p> <p>また、工事期間中の補修、維持管理は、受注者の責任において実施しなければならない。</p> <p>2) 工事用道路は、砂利舗装 (RC-40、厚さ10cm) を見込んでいる。</p> <p>3) 工事用道路は、次年度工事以降も使用するため工事完了後も存置しておくものとする。</p>													
2. 水替工	<p>本工事における水替工は想定していないが、施工時に雨水排水または湧水処理が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>なお、受注者が任意で行った水替工は、契約変更の対象としない。</p>													
3. 濁水処理対策	<p>本工区の施工に伴う排水については、既設排水路の末端に図面に示す濁水処理施設を設置し、濁水を直接既設水路に流さないよう心がけなければならない。</p> <p>また、施工中は極力濁水を発生させないよう注意するものとする。</p> <p>なお、関係機関との協議の結果、濁水処理対策について変更する必要が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。</p>													
4. 工事施工対象範囲 外受益地に配水する 仮設用水路	<p>工事期間中においても工事施工対象範囲外の受益地に用水を供給する必要があるため、受注者は、契約図面に基づき、仮設用水路を整備しなければならない。</p> <p>また、工事期間中の補修、維持管理は、受注者の責任において実施しなければならない。</p>													
第6章 工事用地等														
1. 発注者が確保している用地	<p>発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地は、計画平面図上に示す施工範囲内のとおりである。</p>													
2. 受注者の裁量による工事用地等	<p>発注者が確保している工事用地以外の用地を受注者の裁量で確保する場合は、受注者の責任において処理するものとする。</p>													
第7章 工事用電力	<p>本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。</p>													
第8章 工事用材料														
1. 規格及び品質	<p>本工事で使用する主要材料の規格及び品質は、次のとおりである。</p> <p>1) 石材及び骨材 再生クラッシャラン RC-40</p> <p>2) コンクリート</p>													

項目	内容							摘要															
	種類	呼び強度 (N/mm <sup>2</sup> )	スランプ (cm)	粗骨材の最大寸法(mm)	水セメント比W/C (%)	セメントの種類による記号	使用目的																
	無筋コンクリート	18	8	25 40	65以下	BB BB	一般構造物 均しコンクリート																
	3) コンクリート二次製品 排水栓 田んぼダム用 機能分離型 組立人孔 JIS A 5372																						
	4) 管類 強化プラスチック複合管 内圧5種管 JIS A 5350 硬質ポリ塩化ビニル管 JIS K 6741																						
	5) その他 山土 (仮設道路) 山砂 SF相当 給水栓 手動型バルブ、Φ75mm ガードパイプ Gp-C-3E JIS G 3444 仕切弁 7.5K (内ねじ) FCD 内外面粉体塗装 空気弁 急速空気弁 7.5K FCD 内外面粉体塗装 バタフライ弁 10K FCD シート材質NBR 両フランジ付き 埋設表示テープ (「農業用水路管」文字入り 黄色 B=150mm 2倍ポリエチレンクロス) 下水道用マンホール鉄蓋 JIS A 5506 T-25、T-14																						
2. 見本又は資料提出	主要材料及び次に示す工事材料は、使用前に試験成績書、見本、カタログ等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。 なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>材料名</th><th>提出物</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリート</td><td>計画配合表、試験成績書</td></tr> <tr> <td>石材及び骨材</td><td>試験成績書・粒度分布表</td></tr> <tr> <td>コンクリート二次製品</td><td>カタログ、試験成績書</td></tr> <tr> <td>硬質ポリ塩化ビニル管</td><td>カタログ</td></tr> <tr> <td>その他資材</td><td>カタログ、試験成績書等</td></tr> </tbody> </table>	材料名	提出物	コンクリート	計画配合表、試験成績書	石材及び骨材	試験成績書・粒度分布表	コンクリート二次製品	カタログ、試験成績書	硬質ポリ塩化ビニル管	カタログ	その他資材	カタログ、試験成績書等										
材料名	提出物																						
コンクリート	計画配合表、試験成績書																						
石材及び骨材	試験成績書・粒度分布表																						
コンクリート二次製品	カタログ、試験成績書																						
硬質ポリ塩化ビニル管	カタログ																						
その他資材	カタログ、試験成績書等																						
3. 監督職員の検査 又は試験	次に示す工事材料は、使用前に監督職員の検査又は試験を受けなければならない。なお、その他の材料は、受注者の自主管理記録を確認する場合があるので、監督職員が提出を指示した場合は、これに応じなければならない。																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>材料名</th><th>検査・試験項目</th><th>時期</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管材</td><td>寸法及び外観形状</td><td>搬入時抽出検査</td></tr> <tr> <td>コンクリート二次製品</td><td>寸法及び外観形状</td><td>搬入時抽出検査</td></tr> <tr> <td>石材及び骨材(敷砂利用)</td><td>不純物混入程度</td><td>搬入時抽出検査</td></tr> <tr> <td>その他主要材料</td><td>寸法及び外観形状</td><td>搬入時抽出検査</td></tr> </tbody> </table>	材料名	検査・試験項目	時期	管材	寸法及び外観形状	搬入時抽出検査	コンクリート二次製品	寸法及び外観形状	搬入時抽出検査	石材及び骨材(敷砂利用)	不純物混入程度	搬入時抽出検査	その他主要材料	寸法及び外観形状	搬入時抽出検査							
材料名	検査・試験項目	時期																					
管材	寸法及び外観形状	搬入時抽出検査																					
コンクリート二次製品	寸法及び外観形状	搬入時抽出検査																					
石材及び骨材(敷砂利用)	不純物混入程度	搬入時抽出検査																					
その他主要材料	寸法及び外観形状	搬入時抽出検査																					
第9章 施工 1. 一般事項 (1) 一般事項	1) 工事施工に先立ち、監督職員の立ち会いの上、工事区域周辺の用排水施設等を確認し、工事期間中に障害等が起きないよう施工計画を立てなければならない。 また、共通仕様書第1章第1節1-1-6に規定する施工計画には、降雨並びに運土に伴う防災対策等について記載しなければならない。 2) 生コンクリート打設後のシート等の洗浄は、現場内で行うものとする。なお、発生する産業廃棄物は、ピットやビッセル等を設置して処理するものとす																						

項目	内容	摘要																				
(2) 完了図の作成	<p>る。</p> <p>3) 測量、施工及び耕作に支障となる草類がある場合は、事前に刈り取りを行うものとする。</p> <p>また、工事完成時もしくは部分使用時に、ほ場、畦畔、水路及び道路法面に草類がある場合においても刈り取りを行うものとする。</p> <p>なお、刈り取りは設計変更の対象としない。</p> <p>4) 受注者は、任意仮設等においても木材利用の促進に留意しなければならない。</p> <p>整備後における、ほ場一筆毎の水張面積又は、外周面積を計測し、座標及び作成した図面を電子データで提出するものとする。</p> <p>なお、計測する面積については、別途監督職員から指示するものとする。</p>																					
(3) 基準点	<p>本工事の基準点及び水準点は別添図面に示すとおりであり座標等については、別途貸与する。</p> <p>なお、基準点等の位置データは測地成果2000に対応したものである。</p>																					
(4) 地区境界	<p>1) 工事施工に先立ち、地区境界について、事前に現地で確認しなければならない。なお、地区境界にかかる資料は、別途貸与する。</p> <p>2) 境界杭については、工事施工中においても移動しないように留意するものとし、必要に応じて控杭等を設けるものとする。</p> <p>3) 境界杭については施工完了時にすべて復旧するものとするが、杭の設置が困難な箇所や営農に支障となる箇所等があることから、事前に監督職員と協議するものとする。</p>																					
(5) 標準図面集	<p>工事施工は、別添図面の他、「東近江農地整備事業標準図面集（令和7年10月）」（以下、「標準図面集」という。）により行うものとする。</p> <p>なお、現地の状況等により、標準図面集が適用できない場合は、監督職員と協議するものとする。</p>																					
(6) 検測又は確認 (施工段階確認)	<p>1) 本工事の施工段階確認は、下表に示すとおりである。ただし、確認時期・頻度については、監督職員の指示により変更する場合がある。</p> <p>2) 下表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。</p> <p>3) 遠隔確認の実施については、共通事項書14の「工事現場等における遠隔確認について」により決定する。</p>																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工種</th><th>確認内容</th><th>確認時期</th><th>遠隔確認対象</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基盤造成</td><td>基準高</td><td>施工完了後 各計画ほ場1箇所以上</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>石礫除去</td><td>基盤面仕上がり状況</td><td>初期施工完了ほ場</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>給水栓工 排水工</td><td>給水栓工及び 排水工取付状況</td><td>初期施工ほ場で1箇所</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	工種	確認内容	確認時期	遠隔確認対象	備考	基盤造成	基準高	施工完了後 各計画ほ場1箇所以上			石礫除去	基盤面仕上がり状況	初期施工完了ほ場			給水栓工 排水工	給水栓工及び 排水工取付状況	初期施工ほ場で1箇所			
工種	確認内容	確認時期	遠隔確認対象	備考																		
基盤造成	基準高	施工完了後 各計画ほ場1箇所以上																				
石礫除去	基盤面仕上がり状況	初期施工完了ほ場																				
給水栓工 排水工	給水栓工及び 排水工取付状況	初期施工ほ場で1箇所																				
(7) 中間技術検査	<p>1) 発注者から中間技術検査を実施する旨、通知を受けた場合は従わなければならぬ。</p> <p>2) 中間技術検査を受ける場合、あらかじめ監督職員から指示する出来形図及び出来形数量内訳書を作成し、監督職員へ提出しなければならない。</p> <p>3) 契約図書により義務づけられた工事記録写真、出来形管理資料、出来形図及び工事報告書等の資料を整備し、中間技術検査を命ぜられた職員（以下、「技術検</p>																					

項目	内容	摘要																									
	<p>「査職員」という。) から提示を求められた場合は従わなければならない。</p> <p>4) 技術検査職員から修補を求められた場合は従わなければならない。</p> <p>5) 中間技術検査及び修補に要する費用は、受注者の負担とする。</p>																										
(8) 既設構造物に対する措置	本工事の施工に当たって、既設構造物を取壊し撤去する場合は、構造・寸法について事前に監督職員に報告して確認を受けなければならない。																										
(9) 舗装切断に伴う排水等の処理	舗装切断作業に伴い発生する排水又は切削粉は、直接、現場外に排出することがないよう回収し、産業廃棄物として適正に処理するものとする。																										
(10) 設計図書等の充足	本仕様書及び設計図書等に明記なき事項であっても、構造上及び機能上当然具備すべきものについては、監督職員に報告しこれを充足するものとする。																										
(11) その他	ブルドーザの運転手は熟練者を乗務させ、走行回数ができるだけ少なくして、過転圧やこね回しとならないよう施工しなければならない。																										
2. 再生資源等の利用	<p>1) 再生資材の利用</p> <p>受注者は、次に示す再生資材を利用しなければならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資材名</th> <th>規格</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再生クラッシャラン</td> <td>RC-40</td> <td>路盤材、舗装材</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、舗装材に使用する場合等には「舗装再生便覧」((公社)日本道路協会発行)等を遵守する。</p> <p>2) 建設資材廃棄物等の現場内利用</p> <p>受注者は、本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を利用する場合については、その利用方法等について監督職員と協議しなければならない。</p> <p>なお、分別の徹底及び、適切な保管を行うものとする。</p>	資材名	規格	備考	再生クラッシャラン	RC-40	路盤材、舗装材																				
資材名	規格	備考																									
再生クラッシャラン	RC-40	路盤材、舗装材																									
3. 建設資材廃棄物等の搬出	本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>建設資材 廃棄物</th> <th>処理施設名</th> <th>住所</th> <th>受入 時間</th> <th>事業区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アスファルト殻</td> <td>サタ山善株式会社</td> <td>滋賀県東近江市蛇溝町字長谷野1388番地の一部</td> <td>8:00～ 17:00</td> <td>再資源化 施設業者</td> </tr> <tr> <td>コンクリート殻 (有筋)</td> <td>竹山建設株式会社 竹山建設㈱リサイクルセンター</td> <td>滋賀県愛知郡愛荘町 愛知川字采女651-5</td> <td>8:00～ 17:00</td> <td>再資源化 施設業者</td> </tr> <tr> <td>コンクリート殻 (無筋)</td> <td>サタ山善株式会社</td> <td>滋賀県東近江市蛇溝町字長谷野1388番地の一部</td> <td>8:00～ 17:00</td> <td>再資源化 施設業者</td> </tr> <tr> <td>塩ビ管 ポリエチレン製品</td> <td>株式会社高山</td> <td>滋賀県近江八幡市牧町字岡田2165番、字中水茎2250番2</td> <td>8:00～ 16:30</td> <td>廃プラ処分 業者</td> </tr> </tbody> </table>	建設資材 廃棄物	処理施設名	住所	受入 時間	事業区分	アスファルト殻	サタ山善株式会社	滋賀県東近江市蛇溝町字長谷野1388番地の一部	8:00～ 17:00	再資源化 施設業者	コンクリート殻 (有筋)	竹山建設株式会社 竹山建設㈱リサイクルセンター	滋賀県愛知郡愛荘町 愛知川字采女651-5	8:00～ 17:00	再資源化 施設業者	コンクリート殻 (無筋)	サタ山善株式会社	滋賀県東近江市蛇溝町字長谷野1388番地の一部	8:00～ 17:00	再資源化 施設業者	塩ビ管 ポリエチレン製品	株式会社高山	滋賀県近江八幡市牧町字岡田2165番、字中水茎2250番2	8:00～ 16:30	廃プラ処分 業者
建設資材 廃棄物	処理施設名	住所	受入 時間	事業区分																							
アスファルト殻	サタ山善株式会社	滋賀県東近江市蛇溝町字長谷野1388番地の一部	8:00～ 17:00	再資源化 施設業者																							
コンクリート殻 (有筋)	竹山建設株式会社 竹山建設㈱リサイクルセンター	滋賀県愛知郡愛荘町 愛知川字采女651-5	8:00～ 17:00	再資源化 施設業者																							
コンクリート殻 (無筋)	サタ山善株式会社	滋賀県東近江市蛇溝町字長谷野1388番地の一部	8:00～ 17:00	再資源化 施設業者																							
塩ビ管 ポリエチレン製品	株式会社高山	滋賀県近江八幡市牧町字岡田2165番、字中水茎2250番2	8:00～ 16:30	廃プラ処分 業者																							
4. 特定建設資材の分別解体等	本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。																										

項目	内容				摘要
工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法		
	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用		
	②土工	土工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用		
	③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用		
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用		
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用		
	⑥その他 ( )	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用		
5. 土工					
(1) 掘削	1) 掘削土は、埋戻しに流用するものとする。 なお、掘削土が埋戻し材として流用できないと判断される場合は、監督職員と協議するものとする。 また、掘削土については、監督職員が指示する土質試験を行った上で、その結果を監督職員に報告するものとし、埋戻し材としての適否を判断するものとする。 2) 掘削に当たっては、法面の崩落に十分注意して施工しなければならない。 3) 法面の崩落により他の施設に重大な影響が発生又は、そのおそれが認められる場合は、速やかに監督職員と協議しなければならない。				
(2) 埋戻し及び盛土	1) 埋戻し及び盛土は一層の仕上がり厚さが30cm以下になるようにまき出し、施工条件に合った締固め機械により十分締固めなければならない。 2) 構造物隣接箇所等の埋戻し及び盛土は、一層の仕上がり厚が30cm以下となるよう均一にまき出し、施工条件に合った小型締固め機械で十分に締固めを行わなければならない。				
6. 整地工					
(1) 表土扱い	1) 耕地の表土の剥ぎ取り厚さは、15cm程度とし、表土の仮置きに当たっては、他の土砂が混入しないようにしなければならない。 2) 表土の剥ぎ取りに先立ち監督職員、地権者等の立会いを得て、表土の厚さの確認を行い、その結果を監督職員に提出しなければならない。 3) 表土戻しは基盤仕上げ終了後、表土をブルドーザにより厚さ15cmに均平になるよう、また、石礫その他雜物の混入により耕作に支障のないよう十分に留意して施工しなければならない。				
(2) 基盤切盛	1) 設計図書に示してある計画田面標高は目標数値であり仕上がり標高ではないが、逆田とならないよう施工しなければならない。 2) 基盤切盛については不同沈下を防止するために30cmごとに層状にまき出し転圧するが、土質、含水状況に応じて監督職員と協議するものとする。 3) 切盛後において基盤面、又は地区境の法尻に湧水等が出た場合は、監督職員と協議し、排水処理をした後でなければ、基盤整地、表土戻し作業をしてはならない。 4) 雨天時には基盤切盛り作業を中断しなければならない。また、工事を再開又は				

項目	内容	摘要
	<p>終了するときは、水切り作業を行いドライな状態での施工を心掛けなければならない。</p> <p>5) 切土の場合は切り過ぎないように注意するとともに、切土面に湧水やすべり面などの異層のあることが発見された場合は、直ちに作業を中止して、対策を講じると共に監督職員に報告しなければならない。</p> <p>6) 切土基盤において岩盤や旧河川の氾濫などによる石礫層等が出現した場合は、詳細について監督職員と協議するものとする。</p>	
(3) 畦畔工	<p>1) 畦畔の築立は原則として基盤整地前に施工しなければならない。</p> <p>2) 畦畔用土に適する土の現地採取ができない場合は、監督職員と協議するものとする。</p>	
(4) 基盤整地	<p>1) 本工事における石礫の除去は、当初想定していないが、施工時において石礫除去が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>2) 基盤均平作業は、田面の乾燥や作物の生育等営農に対する影響が大きく、手直しが非常に困難なため、慎重かつ丁寧に作業しなければならない。</p>	
(5) 客土工	本工事では客土を想定していない。	
(6) 表土整地	<p>1) 表土均平は、乾土均平工法とする。</p> <p>2) 降雨、積雪、土壤の凍結等施工条件の悪い時は、原則として作業をしてはならない。</p>	
(7) 湧水対策	本工事における湧水処理は想定していないが、湧水が出現した場合は、対応方法について監督職員と協議するものとする。	
7. 進入路工	進入路は原則として耕区に2箇所設置しなければならない。 なお、詳細な設置位置については監督職員の指示を受けるものとする。	
8. 給水栓工及び排水工	<p>1) 詳細な設置位置は、監督職員の指示を受けるものとする。</p> <p>2) 排水工周辺は、湛水後に漏水や崩壊の原因にならないよう、埋戻し土の土質にも留意したうえで、入念に埋戻しを行わなければならない。</p>	
9. 管水路工 (用排水路)	<p>1) 管頂30cmまでの埋戻しは最大粒径40mm以下の良質土を使用し、一層の仕上がり厚さが30cm以下となるよう均一にまき出し、管に損傷を与えないよう施工条件に合った小型締固め機械で最大乾燥密度の90%以上となるよう締固めを行わなければならない。</p> <p>2) 管頂30~60cmまでの埋戻しは、一層の仕上がり厚さが30cm以下となるよう均一にまき出し、管に損傷を与えないよう施工条件に合った小型締固め機械で最大乾燥密度の90%以上となるよう締固めを行わなければならない。</p> <p>3) 管頂上60cm以上の埋め戻しは、一層の仕上がり厚さが30cm以下となるよう均一にまき出し、施工条件に合った締固め機械で最大乾燥密度の90%以上となるよう締固めを行わなければならない。</p> <p>4) 路床部（路盤下1m）の埋戻しは、一層の仕上がり厚さが20cm以下となるよう均一にまき出し、施工条件に合った締固め機械で最大乾燥密度の90%以上となるよう締固めを行わなければならない。</p> <p>5) 埋設表示テープは、路線の中心線上で、設計図書に示す高さに設置しなければならない。</p>	

項目	内容	摘要
10. 基礎工 (管体基礎工)	<p>ならない。</p> <p>6) 用水路工については、硬質塩化ビニル管で施工するものとし、直管部分の継手は、接着接合（TS継手）とするが、40mに1箇所（直管1本/10本）程度ゴム輪接合（RR継手）を配置するものとする。</p> <p>1) 用水路及び排水路の基礎材は、砂（SF相当以上）を使用し、給水管工については、現場発生土（良質土）を使用するものとするが、現場発生材が、基礎材として流用できないと判断される場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>2) 掘削の仕上げに当たっては、特に基礎面の攪乱による基床の緩みが生じて管を部分的に支えることのないよう十分留意して所定の標高に仕上げるものとする。</p> <p>3) 基床部及び管側部の締固めは、一層仕上がり厚さ30cm以下となるようまき出し、最大乾燥密度の90%以上となるよう締固めを行わなければならない。 なお、管側部の締固めは施工条件に合った小型締固め機械により行うこととするが、これらによる締固めが不可能な箇所は突き棒等により入念に施工しなければならない。</p>	
11. 道路工 (1) 路体・路床工など	<p>1) 盛土材は基盤土のうち礫分を多く含む土の流用を行うものとする。</p> <p>2) 上記材料が盛土材として不適切と想定される場合は、使用に先立ち監督職員と協議するものとする。</p> <p>3) 路体盛土は一層の仕上がり厚が30cm以下となるよう均一にまき出し、施工条件に合った機種の締固め機械で最大乾燥密度の90%以上に締固めを行わなければならない。</p> <p>4) 路床盛土は一層の仕上がり厚が20cm以下となるよう均一にまき出し、施工条件に合った機種の締固め機械で最大乾燥密度の90%以上に締固めを行わなければならない。</p> <p>5) 路肩部分の盛土は、一層の仕上り厚が30cm以下となるよう均一にまき出し、施工条件に合った小型の締固め機械で十分に締固めを行わなければならない。</p>	
(2) 砂利舗装	<p>砂利舗装は再生クラッシャラン（RC-40）により仕上がり厚10cmとし、施工条件に合った転圧機械により締固めなければならない。 また、工事後の営農車両の通行に支障を及ぼす恐れのある不純物（ガラス片、金属片、鋭利なプラスチック片・陶磁器片等）をなるべく含まない材料を使用するものとする。なお、施工後、路面上に不純物が確認された場合は除去するものとする。</p>	
第10章 施工管理 1. 主任技術者等の資格	主任技術者又は監理技術者の資格は、入札公告によるものとする。	
第11章 条件変更の補足説明	<p>本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 土 質</li> <li>2) 転石の出現</li> <li>3) 湧水の出現</li> <li>4) 予想しえなかつた騒音規制、交通規制</li> <li>5) 第三者との協議によるもの</li> </ol>	

項目	内容	摘要
第12章 その他 1. 入札後契約前 VE提案  2. 電子納品  3. CORINSへの登録  4. 週休2日による 施工	<p>6) 地下埋設物（埋蔵文化財を含む）の出現 7) 関係機関との協議による変更 8) 遠隔確認の施行を行う場合 9) その他監督職員が認めた事項</p> <p>工事請負契約書第18条の条件変更が生じた場合においても、入札後契約前VE管理費については原則として変更はしないものとする。ただし、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者の協議により定めるものとする。</p> <p>工事完成図書を、共通仕様書第1編1-1-39に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。        • 工事完成図書の電子媒体（CD-R、DVD-R又はBD-R）正副2部        • 工事完成図書の出力1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）</p> <p>技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。</p> <p>1) 本工事は、月単位の週休2日を取り組むことを前提として、労務費、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、選択結果について発注者と協議した上、週休2日による施工を行わなければならない。        なお、受注者の責によらない現場条件、気象条件等により週休2日の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。</p> <p>2) 週単位の週休2日とは、対象期間のすべての週において、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、受注者自ら2日以上の現場閉所を行うことは可能とする。月単位の週休2日とは、対象期間において、すべての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。        なお、ここでいう対象期間及び現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。</p> <p>①対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。</p> <p>②現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検、巡回作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。</p> <p>③降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。</p> <p>3) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。</p> <p>①受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。</p> <p>②受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。        なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行</p>	

項目	内容	摘要																																					
	<p>うものとする。</p> <p>③監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。</p> <p>④監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。</p> <p>⑤報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。</p> <p>4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。</p> <p>5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正する。</p> <p>①補正係数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>週単位の週休2日 現場閉所1週間に2日以上</th><th>月単位の週休2日 現場閉所率28.5%(8日/28日)以上</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>労務費</td><td>1.02</td><td>1.02</td></tr> <tr> <td>共通仮設費（率分）</td><td>1.05</td><td>1.04</td></tr> <tr> <td>現場管理費（率分）</td><td>1.06</td><td>1.05</td></tr> </tbody> </table> <p>②補正方法</p> <p>当初積算において月単位の週休2日の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、達成状況に応じて、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき精算変更を行う。週単位の週休2日を達成した場合は、上記①に示す週単位の補正係数による補正を行い増額変更し、月単位の週休2日を達成できない場合は、補正を行わずに減額変更する。</p> <p>また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14 地第759号大臣官房地方課長通知。以下、「工事成績要領」という。）別紙8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。</p> <p>6) 週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式・土木工事標準単価による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名 称</th><th rowspan="2">区 分</th><th colspan="2">補正係数</th></tr> <tr> <th>週単位</th><th>月単位</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防護柵設置工（ガードパイプ）</td><td>設 置</td><td>1.00</td><td>1.00</td></tr> <tr> <td rowspan="2">構造物とりこわし工</td><td>機 械</td><td>1.01</td><td>1.01</td></tr> <tr> <td>人 力</td><td>1.02</td><td>1.02</td></tr> <tr> <td>排水構造物工</td><td>—</td><td>1.02</td><td>1.02</td></tr> <tr> <td>コンクリートブロック積工</td><td>—</td><td>1.02</td><td>1.02</td></tr> </tbody> </table>	項目	週単位の週休2日 現場閉所1週間に2日以上	月単位の週休2日 現場閉所率28.5%(8日/28日)以上	労務費	1.02	1.02	共通仮設費（率分）	1.05	1.04	現場管理費（率分）	1.06	1.05	名 称	区 分	補正係数		週単位	月単位	防護柵設置工（ガードパイプ）	設 置	1.00	1.00	構造物とりこわし工	機 械	1.01	1.01	人 力	1.02	1.02	排水構造物工	—	1.02	1.02	コンクリートブロック積工	—	1.02	1.02	
項目	週単位の週休2日 現場閉所1週間に2日以上	月単位の週休2日 現場閉所率28.5%(8日/28日)以上																																					
労務費	1.02	1.02																																					
共通仮設費（率分）	1.05	1.04																																					
現場管理費（率分）	1.06	1.05																																					
名 称	区 分	補正係数																																					
		週単位	月単位																																				
防護柵設置工（ガードパイプ）	設 置	1.00	1.00																																				
構造物とりこわし工	機 械	1.01	1.01																																				
	人 力	1.02	1.02																																				
排水構造物工	—	1.02	1.02																																				
コンクリートブロック積工	—	1.02	1.02																																				
5. 1日未満で完了する作業の積算	<p>1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下、「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。</p> <p>なお、1日未満積算基準は、農林水産省HPの下記サイトを参照すること。  <a href="https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-116.pdf">https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-116.pdf</a></p> <p>2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。</p> <p>3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。</p> <p>4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、そ</p>																																						

項目	内容	摘要									
6. 情報化施工技術の活用について (1) 適用	<p>の他協議に必要となる根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。</p> <p>5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。</p>										
(2) 協議・報告	<p>本工事は、「情報化施工技術の活用ガイドライン」（農林水産省農村振興局整備部設計課）に基づき、情報通信技術の活用により生産性及び施工品質の向上を図るため、受注者の発議により、ほ場整備工に関する起工測量、設計図書の精査、施工、出来形管理等の施工管理及びデータ納品の全て又は一部において、情報化施工技術を活用する「情報化施工技術活用工事」の対象工事（受注者希望型）である。</p> <p>受注者は、情報化施工技術の活用を希望する場合は、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による変更施工計画書の提出を含む。）までに発注者へ協議を行い、協議が整った場合、実施内容等について施工計画書に記載するものとする。なお、情報化施工技術の活用を希望しない場合は、その旨発注者に報告するものとする。</p>										
(3) 使用する機器・ソフトウェア	<p>情報化施工技術を活用するに当たり使用する機器及びソフトウェアは、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工データは、受注者が作成するものとする。使用する機器、ソフトウェア及びファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。</p>										
(4) 貸与資料	<p>基本設計データ及び3次元設計データの作成に必要な貸与資料は下表のとおりである。このほか、必要な資料がある場合は、監督職員に報告し貸与を受けるものとする。</p> <p>なお、貸与を受けた資料については、工事完成時までに監督職員へ返却しなければならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>貸与資料</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>令和6年度 全体実施設計「東近江地区」 柏木団地区画整理実施設計業務 報告書</td><td></td></tr> <tr> <td>2</td><td>図面のCAD データ</td><td></td></tr> </tbody> </table>		貸与資料	備考	1	令和6年度 全体実施設計「東近江地区」 柏木団地区画整理実施設計業務 報告書		2	図面のCAD データ		
	貸与資料	備考									
1	令和6年度 全体実施設計「東近江地区」 柏木団地区画整理実施設計業務 報告書										
2	図面のCAD データ										
(5) 確認及び検査	<p>受注者は、監督職員が行う施工段階確認等や検査職員が行う完成検査等において、施工管理データが組み込まれた出来形管理用T S等光波方式等を準備しなければならない。</p>										
(6) 電子納品	<p>受注者は、情報化施工技術に係る資料について、「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき提出しなければならない。</p>										
(7) 情報化施工技術の活用に要する費用	<p>1) 情報化施工技術の活用に要する費用については設計変更の対象とし、「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき計上することとする。</p> <p>2) 受注者は、発注者から依頼する歩掛、経費等の見積書提出に協力しなければならない。また、発注者の指示により歩掛調査等の調査を実施する場合には協力しなければならない。</p>										

項目	内容	摘要
第13章 BIM/CIM活用工事について	<p>1) BIM/CIM 活用工事</p> <p>本工事は、BIM/CIM(Building/ Construction Information Modeling, Management)を導入することにより情報通信技術( ICT )の全面的活用を推進し、BIM/CIMモデルの活用による建設生産・管理システム全体の課題解決及び業務効率化を図ることを目的とするBIM/CIM 活用工事(受注者希望型)である。</p> <p>本工事は、契約後、施工計画書の提出までを標準として監督職員へBIM/CIM 活用について提案・協議を行い、協議が整った場合に、受注者希望型としてBIM/CIM 活用工事とすることができる工事である。</p> <p>BIM/CIM活用工事とした場合、以下2)～5)を実施することとする。</p> <p>2) 定義</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 情報化施工技術とは、情報通信技術( ICT )を工事の測量、施工、出来形管理等に活用することにより、従来の施工技術と比べ高い生産性と施工品質の実現が期待される施工システムであり、国営土地改良事業等の工事において、積極的な活用を図るものである。その実現に向けてBIM/CIMを活用した工事(BIM/CIM 活用工事)を実施することとする。</li> <li>② BIM/CIM活用工事とは、建設生産・管理システムの施工プロセスの各段階において、BIM/CIMモデルを活用する工事である。対象工種(構造物)は、ほ場整備とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア BIM/CIMモデルを活用した検討の実施</li> <li>イ BIM/CIMモデルの照査</li> <li>ウ BIM/CIMモデルの納品</li> </ul> </li> </ul> <p>3) BIM/CIMを活用した検討等</p> <p>BIM/CIMを活用した検討等を3. 1)に基づき実施する。</p> <p>また、当該BIM/CIM活用に係る施工計画書を3. 2)に基づき作成する。施工計画書に記載された内容について実施状況に合わせて更新するとともに、BIM/CIMの実施に係る内容について変更があった場合には施工(変更)計画書を提出する。実施結果についてはBIM/CIM実施報告書としてBIM/CIMモデルとともに納品することとする。</p> <p>3. 1) BIM/CIMを活用した検討等の具体的な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① BIM/CIMモデルを活用した検討の実施</li> </ul> <p>BIM/CIMモデルを活用して以下の項目を検討する。BIM/CIMモデルの作成の際、調査設計段階の上流工程から受け渡された情報(例えば、測量データ、地形データ、地質・土質モデル、線形データ、上流工程で作成した構造物、土工形状の3次元モデル、統合モデル等)がある場合、適切に活用を図ること。</p> <p>なお、これらの検討を実施する際、情報共有システムの活用等により、手戻りなく検討を進められるよう努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア BIM/CIMを活用した監督・検査の効率化</li> <li>イ BIM/CIMを活用した変更協議等の効率化</li> <li>ウ リスクに関するシミュレーション(地質、騒音、浸水、既設構造物への影響等)</li> <li>エ 対外説明(関係者協議、住民説明、広報等)</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>② BIM/CIMモデルの照査</li> </ul> <p>作成したBIM/CIM モデルの照査を実施する。具体的には、事前協議において決定したBIM/CIM モデルの目的、作成・更新の範囲、詳細度、ファイル形式で作成されているか、ねじれや離れ等の不整合がないか等について確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>③ BIM/CIM モデルの納品</li> </ul> <p>①及び②の成果について、「設計業務等の電子納品要領(案)」に基づき、以下のデータを標準としてDVD-R 等(一度しか書き込みできないもの。容量に応じ</p>	

項目	内容	摘要
	<p>て適切な電子媒体を選択する。)に記録し、電子成果品として2部納品する。</p> <p>ア BIM/CIM モデルデータ  イ BIM/CIM 実施計画書、実施(変更)計画書  ウ BIM/CIM 実施報告書</p> <p>3. 2) 施工計画書</p> <p>3. 1) ①に基づくBIM/CIM 活用について、以下の①～⑧の内容を記入する。  また、併せて「BIM/CIM モデル作成事前協議・引継書シート」に事前協議時の必要事項を記入する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 検討体制</li> <li>② 工程表(BIM/CIM モデルの段階確認を行う時期を含む。)</li> <li>③ BIM/CIM を活用した検討等の実施項目</li> <li>④ BIM/CIM モデル作成・更新の対象範囲及びデータファイル(地形モデル、土工形状モデル、構造物モデル、統合モデル等)</li> <li>⑤ BIM/CIM モデルの種類(サーフェス、ソリッド等)</li> <li>⑥ BIM/CIM モデルの詳細度</li> <li>⑦ 付与する属性情報及び参照資料(属性情報及び参照資料の内容、付与方法、付与情報の更新方法等)</li> <li>⑧ BIM/CIM モデル作成・更新に用いるソフトウェア、オリジナルデータの種類</li> </ul> <p>3. 3) BIM/CIM 実施報告書</p> <p>3. 1) ①に基づく検討について、成果物一覧、納品ファイル形式等とともに、以下の①～⑤の内容を記入する。また、併せて、納品時の必要事項の内容を確実に次工程に継承できるようにする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① BIM/CIM モデルを活用した検討の実施概要(必要に応じて図を添付)</li> <li>② 創意工夫内容</li> <li>③ BIM/CIM 活用効果</li> <li>④ 基準要領に関する改善提案(ある場合)</li> <li>⑤ ソフトウェアへの技術開発提案事項(ある場合)</li> </ul> <p>4) 上記3) を実施するために使用する機器類は、受注者が調達すること。</p> <p>BIM/CIMモデルの表示、編集に使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、NNガイドラインや『情報化施工技術の活用ガイドライン』点群処理ソフトウェアの機能と要件、3次元設計データ作成ソフトウェアの機能と要件に掲載されている機能と要件を参考に、事前に監督職員と協議してBIM/CIM 実施計画書に記載することとする。</p> <p>発注者は、BIM/CIMモデルの作成・更新に必要となる、実施設計において作成したCAD データ等を受注者に貸与する。また、BIM/CIM活用工事を実施する上で有効と考えられる実施設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、積極的に受注者に貸与することとする。</p> <p>なお、貸与する資料は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年度 全体実施設計 柏木団地区画整理実施設計業務 成果物</li> </ul> <p>5) 本特別仕様書に疑義を生じた場合又は記載のない事項については、監督職員と協議することとする。</p> <p>6) BIM/CIM 活用工事の費用について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① BIM/CIM 活用工事で実施する項目については、上記3)、4) に示す内容を想定しており、当初、予定していた実施項目から変更が生じた場合は、設計変更の対象とする。</li> <li>② BIM/CIM 活用工事の設計変更に係る費用については、「施工計画書」に基づいた見積書の提出を求め、妥当性を確認したうえで計上する。</li> </ul> <p>なお、見積書提出後、契約書第18 条(条件変更等)及び第19 条(設計図書の変</p>	

項目	内容	摘要
第14章 公共事業関係調査に対する協力	<p>更)の規定による変更等が生じたことにより、「施工計画書」の変更が必要となつた場合の費用負担等は、発注者と受注者が協議して定めることとする。</p> <p>③ 上記により難い場合の費用負担等については、監督職員と協議のうえ、定めることとする。</p>	
第15章 天災その他不可抗力	本工事が発注者の実施する歩掛調査や諸経費動向調査等の公共事業関係の各種調査の対象となつた場合、受注者はその実施に対して必要な協力を行わなければならない。	
第16章 定めなき事項	天災その他の不可抗力による損害は、請負契約書第30条によるものとする。	
	この仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。	